

栄養情報担当者協会（通称：NR協会）細則

第1条 栄養情報担当者協会（通称：NR協会）定款（以下「定款」という。）第60条の規定に基づき、本細則を定める。

第1章 通常総会

第2条 通常総会は、毎年、会計年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集する。

第2章 事業等

第3条 この会は、定款第5条に定める事業のうち、研修会の開催、機関誌の刊行、ホームページの設置・運営を主たる事業とする。

第3章 会員

第4条 正会員は、次の2種とする。

- (1) 栄養情報担当者（NR）の資格を有する者
- (2) (1)に該当しない者

第5条 入会を承認された正会員及び賛助会員には、この会からその旨を通知する。新入会の会員は、承認を受けた年の会費を全額納入しなければならない。

第6条 正会員及び賛助会員は、3月31日までに、会費を納入しなければならない。

第7条 正会員、名誉会員及び賛助会員は、機関誌の無料配付を受ける。

第8条 正会員、名誉会員及び賛助会員は、研修会等、この会の行う各種の事業に参加することができる。

第9条 名誉会員は、終身とする。

- 2 名誉会員は、正会員の中から次の各号の全ての条件に該当するとき、理事会がこれを推薦し、総会において議決するものとする。

- (1) 年齢が概ね 7 0 歳以上であること
- (2) 3 0 年以上にわたって会員であること
- (3) 本細則第 4 条 (1) に該当する者
- (4) この会の発展と N R の地位向上等に顕著な功績のあった者であること

第 1 0 条 賛助会員である団体は、その代表者を変更したときは、直ちにその旨を書面をもって理事長に申し出なければならない。

第 4 章 役員の選出

第 1 1 条 理事は、次の手順を経て、総会において選任する。

- (1) 理事候補者の選出
- (2) 総会における選任の議決

第 1 2 条 理事候補者の選出は、次の各項による。

- (1) 正会員は、正会員の内から理事候補者 5 人以上 1 0 人以内を選出することとする。
- (2) 理事長は、本条の規定にかかわらず、職域及び地域等を配慮して別に 5 人以内の理事候補者を指名することができるものとする。ただし、本細則第 4 条 (1) に該当する者を指名することとする。
- (3) 正会員による理事候補者選挙は 4 年に 1 回行うものとする。
なお、選挙は、前年度の 1 2 月 3 1 日までに実施することとする。
- (4) 正会員による理事候補者選挙を行わない年の理事候補者は、現任者とする。

第 1 3 条 理事候補者選挙管理委員会は、次の各項による。

- (1) 理事候補者に関する事項は、理事候補者選挙管理委員会 (以下「委員会」という。) が行う。
- (2) 委員会の委員は、理事会において正会員の中から 5 人を選び、理事長が委嘱する。
- (3) 委員会の委員長は、委員の互選による。
- (4) 委員の任期は、当該選挙の終了までの期間とする。
- (5) 委員会の事務は、この会事務局で行う。
- (6) 前各号の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第14条 選挙は、次の各項による。

- (1) 投票は、正会員の中から理事候補者（定数内有効）を記入するものとする。
- (2) 選挙期日は、委員会が決定し、機関誌掲載その他の方法で会員に告示しなければならない。
- (3) 開票は、委員会が行う。
- (4) 同数得票のある場合は、委員会において抽選によって決定する。
- (5) 当選者への通知は、委員会が行い、理事候補者承引の許否を書面により確認する。

第15条 当選者の辞退等により欠員が生じた場合は、理事候補者を辞任したものとし、次点者を繰り上げ当選とする。

第16条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第17条 理事が任期中に辞任した場合は、後任の理事候補者は、本細則第12条第4項及び第15条に準じて選出し、総会における選任の議決を経て、理事としての任務に就く。ただし、後任者の任期は、前任の任期の残存期間とする。

2 理事が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の3月31日をもって退任するものとする。後任の理事候補者は、本条第1項に準じて選出し、総会における選任の議決を経て、理事としての任務に就く。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第18条 監事は、理事会が正会員の中から監事候補者を選出し、総会において選任する。

2 監事は、理事会に出席するものとする。ただし、議決権は持たないものとする。

3 監事が任期中に辞任した場合は、後任の監事は、本条第1項に準じて選任する。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

4 監事が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の3月31日をもって退任するものとする。後任の監事は、本条第1項に準じて選任する。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第19条 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。ただし、理事長及び副理事長のうち少なくとも1名は、本細則第4条(1)に該当する者とする。

- 2 本細則第12条(1)により、理事候補者選出のための選挙を行わない年の理事長及び副理事長は、理事会の議決を経て、現任者を再任する。

第20条 理事長及び副理事長を選出するため、次期理事長及び次期副理事長選出理事会を開催する。

- 2 次期理事長及び次期副理事長選出理事会は、現理事長が招集し、その議長となる。
- 3 次期理事長及び次期副理事長選出理事会は、選挙で選出された理事候補者(本細則第12条(1))で構成する。

第21条 理事長の選出方法は、次の各項による。

- (1) 選出は、無記名投票とし、選挙で選出された理事候補者の過半数を獲得した者を理事長とする。

なお、現理事長が、選挙で理事候補者でない場合には、次期理事長選出の選挙権を持たない。

- (2) 第1回の投票の結果、選挙で選出された理事候補者の過半数を獲得した者がいない場合には、第2回の投票を行う。第2回の投票は、第1回の投票の結果、上位2名以内の得票者を被選挙人とする。

- (3) 第2回の投票の結果、1位の者を理事長とする。

なお、第2回投票の結果、1位の者が2名以上の場合には、最年長者を理事長とする。

第22条 理事長が任期中に辞任した場合には、理事会の議決を経て、あらかじめ理事長が指名した順序により、副理事長が理事長に就任する。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

- 2 理事長が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の3月31日をもって退任するものとする。後任の理事長は、本条第1項に準じて、副理事長が理事長に就任する。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第23条 副理事長の選出は、理事長の選出後に行うものとする。選出方法は、本細則第21条に準ずる。ただし、「理事長」を「副理事長」とする。

第24条 副理事長が任期中に辞任した場合には、全理事の互選により、後任の副理事長を選出する。選出方法は、本細則第21条に準ずる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

- 2 副理事長が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の3月31日をもって退任するものとする。後任の副理事長は、本条第1項に準じて選出する。ただし、後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第5章 理事の会務所掌

第25条 理事長は、理事の内から役職理事を指名する。役職理事とは、庶務、会計、編集担当理事（各1名）である。

第26条 庶務担当理事は、次の会務を所掌する。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会員の入退会
- (3) 会議に関する事項
- (4) 議案及び報告に関する事項
- (5) 機関誌の配付及び送付
- (6) 事業その他の企画に関する事項
- (7) 記録の整理及び保管
- (8) 文書の発受
- (9) 外部との折衝
- (10) 登記に関する事項
- (11) 表彰に関する事項
- (12) 職員の福利
- (13) 図書・雑誌の整理及び保管
- (14) その他庶務に関する事項

第27条 会計担当理事は、次の会務を所掌する。

- (1) 会費の徴収
- (2) 現金の出納及び保管
- (3) 物品の購入及び売却
- (4) 会計帳簿及び証拠書類の整備
- (5) 予算及び決算に関する事項
- (6) 図書・雑誌を除く物品の保管
- (7) 職員その他の給与等に関する事項
- (8) 旅費、謝金等に関する事項
- (9) その他会計に関する事項

第28条 編集担当理事は、次の会務を所掌する。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 原稿の整理及び保管
- (3) 機関誌の刊行
- (4) 投稿基準等に関する事項
- (5) その他編集に関する事項

第6章 顧問

第29条 この会に顧問若干名を置く。顧問は、理事長の諮問に応ずる。

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する者を顧問に推挙し、理事長がこれを委嘱する。任期は、特に定めない。

- (1) この会理事長の経歴を有する者
- (2) 独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長である者
- (3) その他、理事会が適任であると認めた者

第7章 研修会

第31条 この会は、会員の資質向上を図るため、又NR認定更新のために、研修会を年1回以上開催することとする。

第32条 理事会は、研修会の企画、開催等に関する事項を所掌することとする。

第8章 機関誌及び編集委員会

第33条 この会は、機関誌「NRニュース」を毎年4回発行する。

第34条 この会に「NRニュース」編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。編集委員会に関する事項を次のとおり定めるものとする。

- (1) 本編集委員会は、「NRニュース」を編集し、かつ、それに伴う事項について、検討、提案を行い、必要に応じてそれを実行するものとする。
- (2) 編集委員会は、5人以上10名以内をもって構成するものとする。
- (3) 委員は、理事長が正会員の中からこれを指名するものとする。
- (4) 編集委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、その選出は理

事会において、これを行うものとする。

- (5) 委員長は、編集担当理事がこれを務め、編集委員会を代表するものとする。
- (6) 委員長に事故ある場合は、副委員長がこれを代理するものとする。
- (7) 委員長、副委員長及び委員の選出は、交代する年の前年12月31日までにを行うものとする。
- (8) 委員の任期は1期2年とし、2年毎に半数が交代するものとする。ただし、第1期の委員の半数は、その任期を4年とする。
- (9) 委員は、3期連続して再任されないものとする。ただし、委員が次期の委員長若しくは副委員長に選出された場合には、引き続きその任に当たることができるものとする。
- (10) 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (11) 委員長は、「NRニュース」各号を発行するに当たり、編集委員会を招集して編集作業を行うものとする。ただし、必要と認められる場合は、それ以外にも委員会を招集することができるものとする。
- (12) 各年度の編集委員会は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終了する。
- (13) 編集委員は、理事会の議決を経て、報酬を受け取ることができるものとする。

第9章 広報委員会

第35条 この会に、広報委員会を置く。広報委員会は、当分の間、ホームページの開設、維持及び更新等を行うこととする。ただし、広報委員会に関する事項は、規程を別に定める。

第10章 各種検討委員会

第36条 正会員は、理事会の議決を経て、この会内に各種の検討委員会を設置することができるものとする。検討委員会を設置しようとする会員は、次の事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならないものとする。

- (1) 申請者代表(氏名、所属、役職、住所、電話、FAX、E-mail)
- (2) 検討委員会の名称
- (3) 目的
- (4) 任務
- (5) 委員会の構成(委員長、副委員長、委員)

- (6) 年度別検討事項の概要
 - (7) 年度別予算
 - (8) 検討期間
 - (9) その他参考事項
- 2 検討委員会の成果は、機関誌「NRニュース」等で公表するものとする。

第11章 表彰

第37条 この会の表彰に関する事項は、規程を別に定める。

第12章 支部

- 第38条 定款第56条の規定に基づき、支部を設置する場合は、その地方における特徴を生かし、定款第3条の目的の達成に務めなければならない。
- 2 支部には、支部長及び支部幹事若干名を置くことができる。支部長及び支部幹事の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
 - 3 支部長は、当分の間、理事会がこれを選任することとする。
 - 4 支部幹事は、支部長がこれを指名することとする。
 - 5 支部長は、支部の業務を統括する。支部幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。
 - 6 支部長は、毎年3月31日までに、その年度の事業報告書、収支決算書及び翌年度の事業計画、収支予算書を理事長に提出するものとする。
 - 7 支部の経費は、この会より交付するものとする。
 - 8 支部における細則は、当該支部でこれを定めるものとする。ただし、理事会の承認を得なければならないものとする。

第13章 細則の変更

第39条 本細則の変更は、理事会の議決を経て、総会の議決によるものとする。

附則

- 1 名誉会員：当分の間、第9条第2項(2)を適用しない。
- 2 理事の選出：本細則第12条の規定にかかわらず、理事は、この会設立時においては、この会の発起人を充てるものとする。その任期は、平成19年3月31日までとする。

- 3 監事の選出：本細則第18条の規定にかかわらず、監事は、この会設立時においては、発起人会が選任することとする。その任期は、平成19年3月31日までとする。
- 4 理事長及び副理事長の選出：この会設立時においては、理事長及び副理事長は、発起人の互選によることとする。選出の方法は、本細則第19条、第20条、第21条、第23条に準ずることとする。ただし、「選挙で選出された理事候補者」を「発起人」とし、「現理事長」を「発起人代表」とする。
- 5 本細則は、平成17年2月27日に施行する。